

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
るときは、その  
翌日)

目次  
◇規則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三十二号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「(秘書課長を含む。以下同じ。)」を削る。

別表第一知事の決裁事項第十四号中「出納長」を「副知事、出納長」に改め、「又は秘書課長」を削る。

別表第二課長共通専決事項の欄第二十号中「(秘書課長にあつては五百万円未満)」を削る。

別表第三総務管財課の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。

### 三 削除

別表第三総務管財課の項課長専決事項の欄第五号及び第六号を次のように改める。

### 五及び六 削除

別表第三総務管財課の項課長専決事項の欄第十二号を次のように改める。

十二 一般旅券についての事務の委任に関する政令(昭和四十五年政令第二百八十二号)の規定により知事の権限に属するものとされた旅券法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条第四項の規定による旅券の記載事項の訂正のうち記載事項の誤りに係る訂正

(二) 第九条第五項の規定による旅券面の体裁を著しく損ずるおそれがある旨の認定

(三) 第十一条第四項の規定による十五歳以上に達している者の旅券からのまつ消

(四) 第十二条第一項の規定による一般旅券の合冊

(五) 第十二条第二項の規定による一般旅券の査証欄の増補

(六) 第十四条(第十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の発給等をしない旨の通知

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第十二号から第十六号までを削る。

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第十二号から第十九号までを削る。

別表第三地方課の項の次に消防防災課の項として次のように加える。

|       |  |
|-------|--|
| 消防防災課 | <p>一 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十条の二の規定による消防に関する事項についての勧告</p> <p>(二) 第二十四条第二項の規定による非常事態の場合における災害防ぎよの措置に関する協定</p> <p>(三) 第二十四条の二の規定による非常事態の場合における災害防ぎよの措置に関する指示</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p>            |
|       | <p>一 消防組織法第二十条の二の規定による消防に関する事項についての指導又は助言</p> <p>二 消防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十一条第一項の規定による製造所等の設置等の許可</p> <p>(二) 第十一条第三項の規定による製造所等の完成検査又は製造所等の使用の承認</p> <p>(三) 第十一条の三の規定による危険物の貯蔵等に関する命令</p> <p>四 第十三条の二第三項の規定による危険物取扱者免状の交付</p> <p>五 第十三条の五の規定による</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(一) 第十二条第二項の規定による製造所等の修理等の命令</p> <p>(二) 第十二条の二の規定による製造所等の使用の停止の命令</p> <p>(三) 第十三条の二第五項の規定による危険物取扱者免状の返納の命令</p> <p>四 第十三条の三第三項の規定による危険物取扱者試験の実施</p> <p>(五) 第十七条の七第二項において準用する第十三条の二第五項の規定による消防設備士免状の返納の命令</p> <p>(六) 第十七条の八第一項の規定による消防設備士試験の実施</p> <p>三 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第五十五条の規定による消防施設に係る補助金の交付申請書の受理及び送付</p> <p>四 災害対策基本法（昭和三十</p>    |
|  | <p>る講習の実施</p> <p>(六) 第十四条の二第一項の規定による予防規程の認可又は変更の認可</p> <p>(七) 第十四条の二第三項の規定による予防規程の変更の命令</p> <p>(八) 第十六条の四第一項の規定による資料の提出の命令、報告の要求又は貯蔵所等の立入検査</p> <p>(九) 第十六条の五の規定による危険物による災害の防止のための措置をとるべきことの命令</p> <p>(三) 第十七条の七第一項の規定による消防設備士免状の交付</p> <p>(二) 第二十二條第二項の規定による気象の状況の通報</p> <p>(三) 第三十五條の三第一項の規定による火災の原因の調査</p> <p>(三) 第三十五條の三第二項において準用する第三十二條</p> |

六年法律第二百二十三号)に  
基づく知事の権限に属する事  
務のうち次に掲げるもの

- (一) 第四条第一項の規定によ  
る防災に関する計画の作成  
等
- (二) 第十六条第三項の規定に  
よる市町村防災会議を設置  
しないことの承認
- (三) 第十九条第一項の規定に  
よる指定地域市町村防災計  
画に係る地域の指定及び市  
町村防災会議の協議会の設  
置の指示
- (四) 第四十二条第三項の規定  
による市町村地域防災計画  
の作成等についての協議
- (五) 第五十三条第二項又は第  
五項の規定による災害の状  
況等についての報告又は通  
報
- (六) 第五十五条の規定による  
災害の事態及びこれに対し  
てとるべき措置についての  
通知又は要請

の規定による質問又は通報  
の要求

- (四) 第三十五条の第三第二項に  
おいて準用する第三十四条  
第一項の規定による資料の  
提出の命令、報告の要求又  
は関係場所の立入検査
  - (五) 第三十五条の第三第二項に  
おいて準用する第三十五条  
第二項の規定による放火等  
の犯罪がある旨の通報
  - (六) 第三十五条の第三第二項に  
おいて準用する第三十五条  
の第二項の規定による火  
災の原因の調査のための質  
問等
- 三 消防法施行令(昭和三十六  
年政令第三十七号)に基づ  
く知事の権限に属する事務の  
うち次に掲げるもの
- (一) 第三十六条の五の規定に  
よる消防設備士免状の書換  
え
  - (二) 第三十六条の六第一項の  
規定による消防設備士免状

五 自衛隊法施行令(昭和二十  
九年政令第七十九号)第百  
二十条の規定による自衛官の  
募集に関する報告等

- (一) 第六条第一項の規定によ  
る電気工事業者の登録の拒  
否
- (二) 第十七条第二項の規定に  
よる電気工事の施行の差止  
めの命令
- (三) 第二十七条第一項又は第  
二項の規定による電気工事  
による危険等の防止のため  
の措置をとるべきことの命  
令
- (四) 第二十八条第一項の規定  
による電気工事業者の登録  
の取消し又は事業の停止の  
命令
- (五) 第三十条第一項の規定に

の再交付

- (三) 第四十条の規定により知  
事の権限に属するものとさ  
れた消防法第二十一条の十  
三第一項の規定による業務  
に関する報告の要求又は事  
務所等の立入検査
- (四) 退職消防団員報償規程(昭  
和三十六年消防庁告示第三号)  
の規定による報償の推せん
- (五) 災害対策基本法に基づく知  
事の権限に属する事務のうち  
次に掲げるもの
- (一) 第三十三条の規定による  
災害応急対策等に必要な技  
術等を有する職員に関する  
資料の提出等
- (二) 第五十一条の規定による  
災害に関する情報の収集及  
び伝達
- (三) 第五十七条の規定による  
公衆電気通信設備の優先的  
利用等
- (六) 災害対策基本法施行令(昭  
和三十七年政令第二百八十八

よる聴聞の実施

(六) 第三十三条の規定による苦情の処理のあつせん等

七 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第四項の規定による電気工事士免状の返納の命令

(二) 第五条第二項の規定による電気工事士試験の実施

八 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第百二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可

(二) 第九条の規定による高圧ガスの製造の許可等の取消し

(三) 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定による製造のための施設の修理等の命令

号) 第三十三条の規定による

緊急輸送車両の確認又は標章等の交付

七 自衛隊法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第百十四条の規定による

二等陸士の募集期間の告示

(二) 第百十七条第一項の規定による二等陸士の採用試験の試験期日等の告示

(三) 第百十八条の規定による二等海士又は二等空士の募集期間等の告示

(四) 第百十九条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝

八 電気工業の業務の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による電気工業業者の登録

(二) 第七条第一項の規定による登録証の交付

(四) 第十四条第一項の規定による

製造のための施設の位置等の変更の工事等の許可

(五) 第二十二条第一項の規定による高圧ガスの輸入の許可

(六) 第三十条の規定による販売

売主者免状の返納の命令

(七) 第三十一条第二項の規定による販売主者試験の実施

(八) 第三十四条の規定による作業主任者等の解任の命令

(九) 第三十八条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可等の取消し又は高圧ガスの製造等の停止の命令

(十) 第三十八条第二項の規定による高圧ガスの製造等の停止の命令

(十一) 第三十九条の規定による公共の安全の維持等のための措置

(十二) 第七十六条の規定による聴聞の実施

(三) 第十二条の規定による登録証の再交付

(四) 第十四条の規定による電気工業業者の登録の消除

(五) 第十六条の規定による電気工業業者登録簿の謄本の交付等

(六) 第二十九条第一項の規定による業務に関する報告の要求又は営業所等の立入検査

九 電気工事士法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による電気工事士免状の交付

(二) 第四条第二項第三号の規定による知識等を有していることの認定

(三) 第九条の規定による業務に関する報告の徴取

十 高圧ガス取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による高圧

九 高圧ガス取締法施行令(昭和二十六年政令第三百五十号)

- 和二十六年政令第三百五十号)
- 第六条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた高圧ガス取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十条の規定による作業主任者免状の返納の命令
- (二) 第三十一条第二項の規定による作業主任者試験の実施
- (三) 第四十一条第三項の規定による製造のための設備の修理等の命令
- (四) 第五十二条第四項の規定による検査主任者の解任の命令
- (五) 第五十三条の規定による容器検査所の登録の取消し又は容器再検査の停止の命令
- (六) 第五十六条第一項の規定による容器のくず化等の命令

十 液化石油ガスの保安の確保

ガスの販売の事業の許可

- (一) 第十四条の二第三項の規定による販売のための施設の修理等の命令
- (二) 第十四条の三第一項の規定による販売のための施設的位置等の変更の工事等の許可
- (三) 第十五条第二項の規定による技術上の基準に従つて高圧ガスを貯蔵すべきことの命令
- (四) 第十六条第一項の規定による高圧ガス貯蔵所の設置の許可
- (五) 第十八条第二項の規定による高圧ガス貯蔵所の修理等の命令
- (六) 第十九条の規定による高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の工事の許可
- (七) 第二十条の規定による高圧ガスの製造等のための施設等の完成検査

(八) 第二十条の二第一項の規

及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十六条第三項の規定による販売施設の修理等の命令
- (二) 第二十二条の規定による業務主任者等の解任の命令
- (三) 第二十五条の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し
- (四) 第二十六条の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
- (五) 第三十八条の規定による消費設備の修理等の命令
- (六) 第九十条の規定による聴聞の実施

十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)第十條第二項の

定による特定設備の検査

- (一) 第二十二條第三項の規定による高圧ガス等の検査
- (二) 第二十四條の三第三項の規定による消費のための施設の修理等の命令
- (三) 第二十六條第一項の規定による危害予防規程の認可又は変更の認可
- (四) 第二十六條第三項の規定による危害予防規程の変更の命令
- (五) 第二十九條第三項の規定による販売主任者免状の交付
- (六) 第三十五條第一項の規定による特定施設の保安検査
- (七) 第六十一條の規定による業務に関する報告の徴収
- (八) 第六十二條の規定による事務所等の立入検査
- (九) 第六十三條第二項の規定による災害発生の日時等の報告の命令

(十) 第六十四條の規定による

規定により知事の権限に属するものとされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十一条の規定による指定の基準に適合するための措置をとるべきことの命令

(二) 第三十四条の規定による指定製造事業者の指定の取消し又は事業の停止の命令

(三) 第三十五条において準用する第二十五条の規定による指定製造事業者の指定の取消し

十二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による火薬類の販売の営業の許可の取消し

(二) 第十一条第三項の規定による技術上の基準に従つて

現状の変更の指示

十一 高圧ガス取締法施行令第六條第一項の規定により知事の権限に属するものとされた高圧ガス取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十九條第三項の規定による作業主任者免状の交付

(二) 第四十四條第一項の規定による容器検査又は容器の許可

(三) 第四十五條第一項又は第三項の規定による容器証明書の交付又は再交付

(四) 第四十八條第三項の規定による高圧ガスの充てんの許可

(五) 第四十九條第一項の規定による容器再検査  
(六) 第五十條第三項の規定による容器検査所の登録等  
(七) 第五十四條第一項の規定による容器証明書の書換え  
十二 液化石油ガスの保安の確

火薬類を貯蔵すべきことの命令

(一) 第二十四條第一項の規定による火薬類の輸入の許可

(二) 第二十七條第一項の規定による火薬類の廃棄の許可

(三) 第三十一條第三項の規定による火薬類製造保安責任者免状等に係る試験の実施

(四) 第三十一條第五項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の返納の命令

(五) 第三十四條第二項の規定による取扱保安責任者等の解任の命令

(六) 第三十六條第二項の規定による安定度試験の実施の命令  
(七) 第五十四條第一項の規定による聴聞の実施  
十三 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務の

保及び取引の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による液化石油ガス販売事業の許可

(二) 第八条の規定による販売所の名称等の変更の許可

(三) 第十一条ただし書の規定による貯蔵施設の所有等をしなないことの許可

(四) 第十二條の規定による販売施設の検査

(五) 第十五條第三項の規定による消費設備に関する調査等の命令

(六) 第八十二條第一項の規定による業務等に関する報告の徴収  
(七) 第八十三條第二項の規定による事務所等の立入検査  
十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十條第二項の規定により知事の権限に属する

- うち次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による火薬類の製造の営業の許可
- (二) 第八条の規定による火薬類の製造の営業の許可の取消し
- (三) 第九条第三項の規定による製造施設の修理等の命令
- (四) 第十条第一項の規定による製造施設の位置等の変更の工事等の許可
- (五) 第三十四条第一項の規定による製造保安責任者等への解任の命令
- (六) 第四十四条の規定による火薬類の製造の営業の許可等の取消し又は事業の停止の命令
- (七) 第四十五条の規定による災害の発生の防止等のための措置
- 十四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- ものとされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十三条の規定による容器に表示等を行うことができる者の指定
- (二) 第八十二条第一項の規定による業務等に関する報告の徴収
- (三) 第八十三条第一項の規定による事務所等の立入検査
- 十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第四号第四号の規定による知識経験を有していることの認定
- 十五 火薬類取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条の規定による火薬類の販売の営業の許可
- (二) 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置等の許可
- (三) 第十三条の規定による火

- (一) 第四十三条の規定による他人の土地への立入りの許可
- (二) 第四十四条第二項の規定による植物の伐採等の裁定
- (三) 第四十五条第二項の規定による損失の補償の裁定
- 十五 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十七条第一項の規定による猟銃等の製造の許可
- (二) 第十八条の規定による猟銃等の試験的製造の許可
- (三) 第二十条において準用する第六条の規定による猟銃等の製造の許可等の取消し
- (四) 第二十条において準用する第九条第三項の規定による猟銃等の製造のための設備等の修理等の命令
- (五) 第二十条において準用する第十五条の規定による猟銃等の製造の許可等の取消

- 薬庫の所有等をしてしないことの許可
- (四) 第十四条第二項の規定による火薬庫の修理等の命令
- (五) 第十七条第一項又は第三項の規定による火薬庫の譲渡等の許可又は許可の取消し（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十五号（一）及び（二）の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (六) 第二十九条第一項の規定
- (七) 第二十五条第一項又は第三項の規定による火薬類の消費の許可又は許可の取消し（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十五号（一）及び（二）の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

し又は事業の停止の命令  
第二十九条の規定による

聴聞の実施

による保安教育計画の認可  
又は変更の認可

(ウ) 第二十九条第四項の規定  
による保安教育計画を定め  
るべき者の指定

(ロ) 第三十一条第三項の規定  
による火薬類製造保安責任  
者免状等の交付

(イ) 第三十一条第七項におい  
て準用する第十七条第七項  
又は第八項の規定による火  
薬類取扱保安責任者免状の  
書換え又は再交付

(ニ) 第四十三条の規定による  
製造所等の立入検査(地方  
機関等決裁規則別表第二土  
木出張所長の項第三十五号  
の)の規定により土木出張所  
長に委任された事務を除  
く。

(ハ) 第四十六条第二項の規定  
による災害発生の日時等の  
報告の徴収

(ニ) 第四十七条の規定による  
現状の変更の指示

十六 火薬類取締法施行令第七

条の規定により知事の権限に  
属するものとされた火薬類取  
締法に基づく事務のうち次に  
掲げるもの

(一) 第十五条の規定による製  
造施設等の完成検査

(ロ) 第二十八条第一項の規定  
による危害予防規程の認可  
又は変更の認可

(イ) 第二十八条第三項の規定  
による危害予防規程の変更  
の命令

(ニ) 第二十九条第一項の規定  
による保安教育計画の認可  
又は変更の認可

(ハ) 第三十五条第一項の規定  
による製造施設等の保安検  
査

(ニ) 第四十二条の規定による  
事業等に関する報告の徴収

十七 火薬類取締法施行規則(昭  
和二十五年通商産業省令第  
八十八号)に基づく知事の権  
限に属する事務のうち次に掲



げるもの(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十六号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(一) 第十五条の規定による安全な場所の指示

(二) 第四十条の規定による譲渡許可証等の交付

十八 電気用品取締法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)第五条第六項の規定により知事の権限に属するものとされた電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十五条第一項の規定による業務に関する報告の徴収

(二) 第四十六条第一項の規定による事務所等の立入検査

十九 ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)第七十条の規定により知事の権限

に属するものとされたガス事業法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十六条第一項の規定による事業に関する報告の徴収

(二) 第四十七条第一項の規定による営業所等の立入検査

二十 武器等製造法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十九条第一項の規定による猟銃等の販売の事業の許可

(二) 第二十条において準用する第八条第一項の規定による猟銃等の種類の変更の許可

(三) 第二十条において準用する第十二条第一項の規定による工場等の移転の許可

(四) 第二十五条第一項の規定による工場等の立入検査

別表第三用地課の項及び生活課の項を削る。  
別表第三統計課の項の次に土地対策室の項として次のように加える。

|       |  |
|-------|--|
| 土地対策室 | <p>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六条第一項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び買取りの協議を行う旨の通知</p> <p>(二) 第十四条第二項の規定による土地開発公社の定款の変更の認可</p> <p>(三) 第十八条第二項の規定による土地開発公社の予算等の承認</p> <p>(四) 第十九条第一項の規定による業務に関する命令</p> <p>(五) 第十九条第五項の規定による業務に関する命令その他措置をとるべきことを要求</p> |
|       | <p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六条第三項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知</p> <p>(二) 第十九条第二項の規定による業務等に関する報告の要求又は事務所の立入検査</p>  |

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄第五号中四及び五を削り、(六)を(四)とし、(七)を(五)とする。

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄中第七号を削り、第八号を第七号とし、第八号の二を第八号とする。

別表第三婦人児童課の項の次に特別医療課及び生活安定対策室の項として次のように加える。

|       |  |
|-------|--|
| 特別医療課 | <p>一 身体障害者福祉法第十九条の六第二項の規定による診療報酬の支払の一時差止めの場合又は一時差止め</p> <p>二 児童福祉法第二十一条の四第二項（第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。）の規定による診療報酬の支払の一時差止めの命令又は支払の一時差止め</p> <p>三 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十条第五項の規定による養育医療を担当させる機関の指定</p> <p>(二) 第二十条第六項において</p>              |
|       | <p>一 身体障害者福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十九条の五第一項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定</p> <p>(二) 第十九条の五第四項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託</p> <p>(三) 第十九条の六第一項の規定による報告の要求又は診療録等の検査</p> <p>二 身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二十四条の規定による補装具の交付の協議</p> <p>三 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に</p> |

準用する児童福祉法第二十条の四第二項の規定による診療報酬の支払の一時差止め  
 止めの命令又は一時差止め  
 (三) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十条の九第七項又は第八項の規定による指定療育機関の指定の取消し又は弁明の機会  
 の供与

掲げるもの

(一) 第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給  
 (二) 第二十一条の三第一項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(三) 第二十一条の三第四項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託  
 (四) 第二十一条の四第一項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求又は診療録等の検査

(五) 第二十一条の九第一項の規定による療育の給付  
 (六) 第五十六条第二項の規定による育成医療又は療育の給付に要する費用の全部又は

は一部を負担することができないことの認定

(七) 第五十六条第三項の規定による育成医療の給付に要する費用の支払命令  
 四 母子保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第一項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給  
 (二) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十条の三第一項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(三) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十条の三第四項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託  
 (四) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十条の四第一項の規定による報告の要求又は診療録等

|   |   |
|---|---|
| <p>生活安定<br/>対策室</p>   | <p>一 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号)第六条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものを除く。)</p> <p>(一) 第六条第三項の規定による指示に従わなかつた旨の公表</p> <p>(二) 第七条第二項の規定による指示に従わなかつた旨の公表</p> <p>二 生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律施行令(昭和四</p>    |
| <p>の検査</p> <p>(四) 第二十一条第三項の規定による養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定</p>   | <p>一 国民生活安定緊急措置法施行令第六条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものを除く。)</p> <p>(一) 第六条第二項の規定による標準価格等の表示の指示</p> <p>(二) 第七条第一項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示</p> <p>(三) 第三十条第一項の規定による業務等に関する報告の要求又は営業所等の立入検査</p> <p>二 生活関連物資等の買占め及</p> |
| <p>十八年政令第二百号)第四条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものを除く。)</p> <p>(一) 第四条第一項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの指示</p> <p>(二) 第四条第二項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命令</p> <p>(三) 第五条第二項の規定による倉庫等の立入検査</p> <p>三 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九条の二の規定による違反行為を取りやめるべきこと等の指示</p> | <p>一 国民生活安定緊急措置法施行令第六条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものを除く。)</p> <p>(一) 第六条第二項の規定による標準価格等の表示の指示</p> <p>(二) 第七条第一項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示</p> <p>(三) 第三十条第一項の規定による業務等に関する報告の要求又は営業所等の立入検査</p>                       |
| <p>び売借しみに対する緊急措置に関する法律施行令第四条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものを除く。)</p> <p>(一) 第三条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査</p> <p>(二) 第五条第一項の規定による業務に関する報告の要求又は事務所等の立入検査</p> <p>三 不当景品類及び不当表示防止法第九条の四第一項の規定による景品類等に関する報告の要求又は事務所等の立入検査</p>   | <p>一 国民生活安定緊急措置法施行令第六条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものを除く。)</p> <p>(一) 第三条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査</p> <p>(二) 第五条第一項の規定による業務に関する報告の要求又は事務所等の立入検査</p> <p>三 不当景品類及び不当表示防止法第九条の四第一項の規定による景品類等に関する報告の要求又は事務所等の立入検査</p>          |

(一) 第九条の第三項の規定による適当な措置をとるべきことの要求

別表第三予防課の項中「予防課」を「健康対策課」に改め、同項

部長専決事項の欄中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十八号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄第八号から第十七号までを削る。

別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄第五号から第十七号までを削る。

別表第三商工振興課の項の次に石油対策室の項として次のように加える。

| 石油対策室   |
|---|
| <p>一 国民生活安定緊急措置法施行令第六条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものに限る。)</p> <p>(一) 第六条第三項の規定による指示に従わなかつた旨の公表</p>                       |
| <p>一 国民生活安定緊急措置法施行令第六条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものに限る。)</p> <p>(一) 第六条第二項の規定による標準価格等の表示の指示</p> <p>(二) 第七条第一項の規定による</p> |

(一) 第七条第二項の規定による指示に従わなかつた旨の公表

る指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示

二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令第四条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものに限る。)

(三) 第三十条第一項の規定による業務等に関する報告の要求又は営業所等の立入検査

(一) 第四条第一項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの指示

二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの(石油に係るものに限る。)

(二) 第四条第二項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命令

(一) 第三条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査

(三) 第五条第二項の規定による倉庫等の立入検査

(二) 第五条第一項の規定による業務に関する報告の要求又は事務所等の立入検査

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄を次のように改める。

- 一 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下農林部共通の項において「請負対象設計金額」という。）が二千万円以上一億円未満の農林土木工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした農林土木工事の設計の変更並びに請負対象設計金額が二千万円未満の農林土木工事に係る設計の変更のうち国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うものに係る設計の変更
- 二 請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の農林土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（海岸砂地造林事業、なだれ防止林造成事業及び保安林改良事業に係るものを除く。第四号(ロ)及び(ハ)において同じ。）
- 三 請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の農林土木工事に係る請負契約の締結の決定
- 四 鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち農林土木工事に係るもので次に掲げるもの
  - (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が一億円を超える場合を除く。）以下農林部共通の項において、この号(ロ)から(ハ)まで並びに課長専決事項の欄第一号、第二号及び第三号(ロ)から(ハ)までを除き、同じ。）が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人等の承認のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの承認

(四) 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの決定

(五) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの決定

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円以上一億円未満の工事に係るもの指名（漁港工事に係るものを除く。）

(七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の工事に係るもの決定

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の工事に係るもの決定

(九) 第二十六条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの承認

(一〇) 第二十七条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの承認

(一一) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの委託

- (三) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更のうち、請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの変更に  
 更等
- (四) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの変更に  
 更等
- (五) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの協議
- (六) 第四十条第二項(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの一時的中止
- (七) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの一時的中止
- (八) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの承認
- (九) 第四十三条第一項の規定による工期の短縮の要求のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの要求
- (十) 第四十三条第二項の規定による工期を延長しないことの協議のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議
- (十一) 第四十三条第三項の規定による請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議
- ち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議
- (十二) 第四十四条の規定による請負代金の額の変更の決定のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定
- (十三) 第四十五条第五項の規定による費用の負担の協議のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの協議
- (十四) 第四十八条第三項の規定による請負代金の額の変更の決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの決定
- (十五) 第四十八条第五項の規定による費用の負担の協議のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの協議
- (十六) 第四十九条の規定による工事の内容の変更の決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの決定
- (十七) 第五十条第一項の規定による工事の完成の請求のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの請求
- (十八) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの委託
- (十九) 第五十七条第一項の規定による工事項目的物の使用のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの使用
- (二十) 第五十七条第三項の規定による増加費用の負担の決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの決定
- (二十一) 第五十八条第一項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの請求

(三) 第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定による請負契約の解除のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの解除

(四) 第七十二条第四項の規定による措置をとることの決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの決定

五 契約の対象となる部分の金額が一千万円以上一億円未満の土地、水面等の測量及び調査で農林土木工事に係るものの執行

六 契約の対象となる部分の金額が一千万円以上一億円未満の設計又は監督で農林土木工事に係るものの委託の決定

七 契約の対象となる部分の金額が一億円未満の農林土木工事の委託の決定

八 他部局の所掌に係る農林土木工事の受託の決定

別表第三農林部共通の項課長専決事項の欄を次のように改める。

一 請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の農林土木工事に係る起工の決定(漁港工事に係るものを除く。)及び当該起工の決定をした農林土木工事の設計の変更(国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うもの)に係る設計の変更を除く。

二 請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の農林土木工事に係る請負契約の締結の決定(漁港工事に係るものを除く。)

三 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農林土木工事に係るもので次に掲げるもの(一)から(五)まで、(七)から

(九)まで、(二)、(三)、(四)、(五)及び(六)から(八)までにあつては、漁港工事に係るものを除く。)

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人等の承認のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの承認

(四) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの決定

(五) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの決定

(六) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るもの委託

(七) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの変更等

(八) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの変更等



- (九) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの協議
- (十) 第四十条第二項(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの決定
- (十一) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの一時的中止
- (十二) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの承認
- (十三) 第四十二条の規定による工期の延長
- (十四) 第四十五条第五項の規定による費用の負担の協議のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの協議
- (十五) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査等のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るものの調査等
- (十六) 第四十八条第三項の規定による請負代金の額の変更の決定のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの決定
- (十七) 第四十八条第五項の規定による費用の負担の協議のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの協議
- (十八) 第四十九条の規定による工事の内容の変更の決定のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの決定
- (十九) 第五十七条第一項の規定による工事的物の使用のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものを使用
- (二十) 第五十七条第三項の規定による増加費用の負担の決定のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るもの決定
- (二十一) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの支払
- (二十二) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの前金払
- (二十三) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの部分払
- (二十四) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの承認
- (二十五) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの支払
- (二十六) 第七十二条第四項の規定による措置をとることの決定のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るもの決定
- (二十七) 契約の対象となる部分の金額が二百万円以上一千万円未満の土地、水面等の測量及び調査で農林土木工事に係るもの執行(漁港工事に係るものを除く。)
- (二十八) 契約の対象となる部分の金額が二百万円以上二千万円未満の設計又は監督で農林土木工事に係るもの委託の決定(漁港工事に係る

ものを除く。) 別表第三農政企画課の項を次のように改める。

農政課

一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第四項の規定による農業振興地域の指定についての協議(第十三条第二項の規定による農業振興地域整備計画を変更するための措置をとるべきことの指示

二 農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第三条の規定による農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第一第一号(ハ)、別表第一第二号及び別表第二第四号に規定する資金に係る貸付対象事業調査、工事進捗状況調査、工事竣工認定調査及び補助金交付状況調査の農林漁業金融

次に掲げる農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行

(一) 請負契約の対象となる部分の設計金額が一千万円以上の工事(漁港工事を除く。)

(二) 漁港工事

公庫への提出

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第八十条の規定による業務又は会計の状況の検査
  - (二) 第八十一条の規定による必要な措置をとるべき旨の命令のうち(一)の検査に係るものの命令
- 一の二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第二百三十三条の規定による業務又は会計の状況の検査
  - (二) 第二百二十四条第一項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令のうち(一)の検査に係るものの命令

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第六号中「農業協同組合法」の下に「(昭和二十二年法律第三百三十二号)」を加え、同号中(ロ)とし、(ロ)から(ニ)までを一ずつ繰り下げ、同号(ロ)中「(第九十三条の規定による報告を徴した場合に限る。)」を削り、同号(ロ)を同号(ロ)とし、同号中(ロ)を(ロ)とし、(ハ)の次に(ロ)として次のように加える。

(ロ) 第九十四条の規定による業務又は会計の状況の検査

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄中第十一号を第二十一号とし、第十号を第二十号とし、第九号の次に次の十号を加える。

十 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)に基

づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第三項ただし書の規定による農業委員会の農地主事の  
任免の承認

(二) 第二十四条第一項の規定による農業委員会の委員の議事参与の  
制限の排除の認定

(三) 第三十二条第一項の規定による総会又は部会の会議の議決の再  
議の命令

(四) 第三十二条第二項の規定による総会又は部会の会議の議決の取  
消し

(五) 第四十五条第二項の規定による県農業会議の会則の変更の認可  
(六) 第四十七条の二第四項第一号の規定による部会の会議員の定数  
の決定

(七) 第五十四条の規定による県農業会議の業務等が法令等に違反す  
る場合における県農業会議に対する必要な措置をとるべき旨の命  
令

十一 農業就業近代化対策事業重点実施農業委員会の選定

十二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に基づく知事の権  
限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可  
(二) 第三条第二項第五号の規定による農地等の面積の決定

(三) 第四条第一項の規定による農地の転用の許可  
(四) 第五条第一項の規定による農地等の転用のための権利の設定又  
は移転の許可

(五) 第六条第一項第二号の規定による小作地の面積の決定

(六) 第七条第一項の規定による小作地の指定又は指定の承認

(七) 第十一条第一項の規定による小作地の買収令書の交付  
(八) 第二十条第一項の規定による農地等の賃貸借の解除等の許可  
(九) 第三十九条第一項の規定による農地等の売渡通知書の交付

(十) 第四十三条の五第一項又は第二項の規定による和解の仲介又は  
和解の仲介を行わせる職員 の 指 定

(十一) 第四十六条の規定による買収すべき土地等の調査  
(十二) 第四十七条の規定による土地等を国が買収することの適否につ  
いての開拓審議会の意見の聴取

(十三) 第四十八条第一項又は第五項の規定による買収すべき土地等の  
選定又は土地等を国が買収することの適否についての開拓審議会  
の意見の聴取

(十四) 第五十条第一項の規定による土地等の買収令書の交付  
(十五) 第五十五条第二項の規定による不用物件の収去令書の交付

(十六) 第五十六条第二項の規定による漁業権の消滅等の適否につい  
ての開拓審議会の意見の聴取

(十七) 第五十七条第二項の規定による土地等の使用の適否についての  
開拓審議会の意見の聴取

(十八) 第五十九条第二項の規定による代地の買収のための調査  
(十九) 第六十二条第二項の規定による土地配分計画の作成

(二十) 第六十四条の規定による土地等を売り渡す者の選定及び売渡予  
約書の交付

(二十一) 第六十七条第一項の規定による土地等の売渡通知書の交付  
(二十二) 第六十八条第一項の規定による土地等の使用が相当である旨の

認定及び使用の条件の決定

- (目) 第六十九条第一項の規定による土地等の売渡通知書の交付
- (ロ) 第七十一条の規定による売り渡した土地等の状況の検査
- (ハ) 第七十二条第二項の規定による土地等の買収令書の交付
- (ニ) 第七十四条の二第三項の規定による土地等の譲与通知書の交付
- (ホ) 第七十五条の二第一項の規定による草地利用権の設定についての承認
- (ヘ) 第七十五条の五第一項の規定による草地利用権を設定すべき旨等の裁定
- (ニ) 第七十五条の七第一項の規定による草地利用権の存続期間の更新等の承認
- (ロ) 第七十五条の八第一項又は第二項の規定による草地利用権に係る土地等又は定着物を買いとるべき旨の裁定
- (三) 第七十五条の九の規定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認
- (三) 第八十二条第一項の規定による他人の土地等の立入調査又は竹木等の除去等
- (四) 第八十三条の規定による土地の状況等に関する報告の徴取
- (四) 第八十三条の二第一項の規定による農地等の転用の許可の取消し等
- 十三 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第十五条の規定により知事の権限に属するものとされた農地法第七十八条第一項の規定による買収した土地等の貸付け等
- 十四 農地法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げ

るもの

- (一) 第二条第三項の規定による農地の対価の算定方法の決定
- (二) 第三条の三第二号の規定による土地の指定
- 十五 農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)第六条の三の規定による市街化区域内の農地の転用等の届出の受理通知書の交付
- 十六 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)第五条第一項の規定による資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定のうち開拓者に係るものの認定
- 十七 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第八項の規定による交換分合計画の認可
- 十八 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第六条第三項の規定による国土調査の指定
  - (二) 第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する計画の決定
  - (三) 第六条の三第二項の規定による事業計画の決定
  - (四) 第十九条第二項の規定による国土調査の成果の認証
- 十九 開拓融資保証法施行令(昭和二十八年政令第二百二十七号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)に基づく事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第四十九条において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任
  - (二) 第五十条第三項の規定による定款又は業務方法書の変更の認可
  - (三) 第六十三条第一項の規定による役員解任等の措置の命令

四 第六十四条の規定による議決の取消し  
別表第三農業指導課の項課長専決事項の欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 農業委員会等に関する法律第五十三条の規定による業務等に関する報告の徴収、検査又は監督上の命令

十 農地法による不動産登記に関する政令(昭和二十八年政令第七十三号)の規定に基づく登記の嘱託

十一 開拓融資保証法施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた開拓融資保証法に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第六十一条の規定による業務等に関する報告の徴収
- (二) 第六十二条第一項又は第二項の規定による業務等の検査

別表第三農業振興課の項を次のように改める。

| 農業改良課   | 一 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの   | 一 耕土培養法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの   |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第三条第一項の規定による耕土培養地域の指定</li> <li>(二) 第四条第一項又は第二項の規定による対策調査の実施の決定</li> <li>(三) 第四条第五項の規定による耕土培養の実施の要否の指示又は耕土培養の実施に</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第三条第一項の規定による耕土培養地域の指定</li> <li>(二) 第六条第一項又は第二項の規定による耕土培養事業の施行に関する指導又は報告の要求</li> <li>(三) 第七条第一項の規定による農地の立入調査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第七十七条の規定による普通肥料の登録</li> <li>(二) 第十条の規定による普通肥料の登録証の交付</li> <li>(三) 第十二条第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新</li> <li>(四) 第十三条の規定による普通肥料の登録証の書換え交付等</li> <li>(五) 第二十一条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の命令</li> <li>(六) 第二十九条の規定による業務に関する報告の徴収</li> <li>(七) 第三十条第一項の規定による事業場等の立入検査等</li> <li>(八) 第三十一条第二項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録の取消し</li> <li>(九) 第三十三条の規定による聴聞の実施</li> <li>(十) 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十四条第二項の規定による防除計画の策定</li> <li>(十一) 四 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十三条第一項の規定による業務等に関する報告の命令、農薬等の集取又は立入検査</li> </ul> |

関する勧告

四 第五条第一項(第五条第七項において準用する場合を含む。)の規定による耕土培養事業計画の承認

二 耕土培養法施行令(昭和二十七年政令第四百六十五号)第四条第四項の規定による耕土培養の実施に関する事項の指示

三 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十一条第二項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録の取消し

(二) 第三十三条の規定による聴聞の実施

四 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十四条第二項の規定による防除計画の策定

(一) 第七十七条の規定による普通肥料の登録

(二) 第十条の規定による普通肥料の登録証の交付

(三) 第十二条第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新

(四) 第十三条の規定による普通肥料の登録証の書換え交付等

(五) 第二十一条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の命令

(六) 第二十九条の規定による業務に関する報告の徴収

(七) 第三十条第一項の規定による事業場等の立入検査等

(八) 第三十一条第二項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録の取消し

(九) 第三十三条の規定による聴聞の実施

(十) 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十四条第二項の規定による防除計画の策定

(十一) 四 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十三条第一項の規定による業務等に関する報告の命令、農薬等の集取又は立入検査

五 農葉取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)第五条の規定により知事の権限に属するものとされた農葉取締法第十三条第一項の規定による業務等に関する報告の命令、農葉等の集取又は立入検査

別表第三農産園芸課の項部長専決事項の欄中第一号及び第一号の二を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号から第十号までを削り、第十一号を第六号とする。

別表第三農産園芸課の項課長専決事項の欄中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号から第十一号までを四号ずつ繰り上げる。

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第九号を次のように改める。

九 鳥取県みつばち転飼条例(昭和四十八年三月鳥取県条例第七号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二条第一項の規定によるみつばちの転飼の許可
- (二) 第五条の規定によるみつばちの撤去等の措置をとるべきことの命令

(三) 第七条の規定によるみつばちの転飼の許可の取消し

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

十四 鳥取県みつばち転飼条例第六条第一項の規定によるみつばちの

転飼の状況に関する報告の要求又は転飼の場所等の立入調査  
別表第三蚕糸課の項部長専決事項の欄第一号中「従業者」を「従業者」に改め、同欄第二号(二)を次のように改める。

(二) 第四条の規定による器械玉糸製造業の許可

別表第三蚕糸課の項部長専決事項の欄第二号の次に次の一号を加える。

二の二 蚕糸業法施行令第五条の二の規定により知事の権限に属するものとされた蚕糸業法に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十条の規定による蚕病の駆除等に関する施設等の命令
- (二) 第十四条の規定による桑苗等の病虫害の駆除等に関する命令
- (三) 第十九条の規定による蚕種製造業の許可等の取消し又は業務の制限若しくは停止

別表第三蚕糸課の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。

三 蚕糸業法施行規則(昭和二十年農林省令第三十一号)第六十九条

の規定による蚕葉取締事務成績等の報告

別表第三蚕糸課の項部長専決事項の欄中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とする。

別表第三蚕糸課の項課長専決事項の欄第二号を次のように改める。

- 二 蚕糸業法施行令第五条の二の規定により知事の権限に属するものとされた蚕糸業法第四十四条の規定による業務等に関する報告の要求又は検査

別表第三造林課の項部長専決事項の欄中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 海岸砂地造林事業、なだれ防止林造成事業及び保安林改良事業に

係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下造林課の項において「請負対象設計金額」という。)が三百万円以上一億円未満の

工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

(二) 鳥取県建設工事執行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち

請負対象設計金額が三百万円以上一億円未満の工事に係るもの  
の決定

ロ 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負

対象設計金額が三百万円以上一億円未満の工事に係るもの  
の決定

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第二号(一)及び(二)中「第四号から

第十一号まで」を「第五号から第七号まで及び第九号」に改める。

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 鳥取県建設工事執行規則第十九条第一項の規定による入札参加者

の指名のうち請負契約の対象となる部分の設計金額(以下水産課の  
項において「請負対象設計金額」という。)が一億円未満の漁港工

事に係るもの  
の指名

別表第三水産課の項部長専決事項の欄中第二号から第四号までを削り、

第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。

四 漁港法施行令(昭和二十五年政令第二百三十九号)第二十一条第

一項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく  
事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十四条の二の規定による漁港修築事業の事業完了の認定

(二) 第三十四条第一項の規定による漁港管理規程の制定又は変更の

認可

(三) 第三十七条第一項の規定による漁港施設の形質等の変更等の許

可

(四) 第三十七条第二項の規定による漁港施設の原状回復の命令

(五) 第三十九条第一項の規定による工作物の建設等の許可

(六) 第三十九条第五項の規定による工作物の建設等の許可の取消し

等又は行為の中止等の命令

(七) 第三十九条第六項の規定による工作物の建設等の中止等の命令

(八) 第三十九条第八項の規定による危害を防止するための施設をす

べきことの命令

五 鳥取県漁港法施行細則(昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号)

第四条第二項の規定による土砂採取料等の減免

、別表第三水産課の項部長専決事項の欄中第七号を削り、第八号を第六  
号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、  
第十四号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例

(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)に基づく知事の権限に属

する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による水産物の卸売のための利用の許可

(二) 第五条の規定による使用料の減免

十三 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則(昭和四

十七年十二月鳥取県規則第八十一号)に基づく知事の権限に属する

事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による利用の許可の取消し

(二) 第十条第一項の規定による買受人の承認

(三) 第十二条第一項の規定による買受人の承認の取消し

別表第三水産課の項部長専決事項の欄中第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号及び第十八号を二号ずつ繰り上げ、第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十七号とする。

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第一号から第三号までを次のように改める。

一 請負対象設計金額が二千万円未満の漁港工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした漁港工事の設計の変更(国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うもの)に係る設計の変更を除く。

二 請負対象設計金額が百万円未満の漁港工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

三 請負対象設計金額が二千万円未満の漁港工事に係る請負契約の締結の決定

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第三号の次に次の三号を加える。

三の二 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち漁港工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を變更した場合、当初の請負対象設計金額。以下水産課の項におい

て(二)から(七)までを除き、同じ。)が二千万円未満の工事に係るものの作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人等の承認のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの承認

(四) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの決定

(五) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの決定

(六) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定

(七) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定

(八) 第二十八条の規定による下請者等に関する報告の要求

(九) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(十) 第三十三条の規定による措置の要求

(十一) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの変更等

(十二) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの変更等

(十三) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七



条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの協議

(四) 第四十条第三項の規定による、工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るもの一時中止

(五) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの承認

(六) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査等

(七) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの命令

(八) 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るもの使用

(九) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払

(一〇) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払

(一一) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認

(一二) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払

(一三) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認

(一四) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの命令

(一五) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払

三の三 契約の対象となる部分の金額が一千万円未満の土地、水面等の測量及び調査で漁港工事に係るものの執行

三の四 契約の対象となる部分の金額が一千万円未満の設計又は監督で漁港工事に係るもの委託の決定

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第五号(四)を次のように改める。

(四) 第三十九条第四項の規定による工作物の建設等についての協議  
別表第三水産課の項課長専決事項の欄第五号に(六)及び(七)として次のように加える。

(六) 第四十一条第一項の規定による報告等の要求又は立入検査

(七) 第四十一条第二項の規定による事業の施行等に関する報告の要求又は事業場等の立入検査

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第十一号を次のように改める。

十一 鳥取県水産製品検査条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第六号の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

(一) 第四条の規定による水産製品の検査及び格付けの表示の添付

(二) 第六条の規定による水産製品を包装しないことの承認

(三) 第七条の規定による検査を受けるべき場所の指示

(四) 第十二条の規定による格付けの表示の有効期間の設定

別表第三耕地課の項部長専決事項の欄第一号及び第二号を次のように改める。

一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも

- の
- (一) 第四条の二第四項の規定による土地改良長期計画の案の作成のための意見の提出(第四条の三第二項において準用する場合を含む。)
  - (二) 第八条第一項の規定による土地改良事業計画等の適否の決定(第四十八条第七項(第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。)
  - (三) 第九条第二項の規定による異議の申出に対する決定(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)
  - (四) 第二十九条の三第一項の規定による仮理事の選任等
  - (五) 第四十一条第四項の規定による異議の申出に対する決定
  - (六) 第五十二条第一項の規定による換地計画の認可(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
  - (七) 第五十二条の二第一項の規定による換地計画の適否の決定(第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
  - (八) 第五十六条第二項の規定による土地改良施設を下水道等の施設の用と兼ねて供すること等の承認
  - (九) 第五十六条第三項の規定による農業用排水施設の水を利用するための協議をすることができない場合等の裁定
  - (十) 第五十七条の二第一項又は第三項の規定による管理規程の認可又は変更等の認可(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)

- (一) 第八十五条の三第二項の規定による農用地造成事業の計画の概要についての意見の聴取
- (二) 第八十六条第一項の規定による土地改良事業の適否の決定
- (三) 第八十七条第一項の規定による土地改良事業計画の決定
- (四) 第八十七条の二第一項又は第二項の規定による土地改良事業計画又は土地改良施設に係る予定管理方法等の決定
- (五) 第八十七条の二第三項の規定による土地改良事業計画の決定についての同意の取得
- (六) 第八十七条の二第四項又は第五項の規定による土地改良事業計画等についての協議
- (七) 第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の変更についての同意の取得
- (八) 第八十七条の三第四項又は第五項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議
- (九) 第八十七条の三第七項の規定による市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更についての意見の徴取及び同意の取得
- (十) 第八十八条第一項の規定による応急工事計画の決定
- (十一) 第八十九条の二第一項の規定による換地計画の決定
- (十二) 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二の二第一項の規定による換地計画を定めないことについての同意の取得
- (十三) 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定又は土地の使用等の停止

(四) 第八十九条の二第七項の規定による土地の使用等の停止

(四) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の七の規定による一時利用地を指定した場合等の土地の管理

(四) 第八十九条の二第九項の規定による換地処分

(四) 第九十三条の二第二項の規定による管理規程の制定

(四) 第九十三条の三において準用する第五十七条の三の規定による

廃水の量を減ずること等の措置をとるべきことの要求

(四) 第三十四条の規定による行政庁の処分等に違反する場合における措置をとるべき旨の命令、役員の変更の命令又は役員解任

(四) 第三十五条第一項の規定による土地改良区の解散の命令

## 二 削除

別表第三耕地課の項部長専決事項の欄第三号(二)中「第五十二条第四項」を「第五十二条第六項」に改め、同号(三)中「第五十三条の二」を「第五十三条の二の二」に改め、同号(四)中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に改め、同号(五)を同号(六)とし、同号(六)中「第八十九条の二第八項」を「第八十九条の二第九項」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(七)中「第八十九条の二第七項」を「第八十九条の二第八項」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(八)の次に(九)として次のように加える。

(九) 第八十九条の二第七項の規定による国営土地改良事業に係る土地につき所有権等を有する者に対するその土地の使用等の停止の

## 命令

別表第三耕地課の項部長専決事項の欄第四号(六)中「第九十四条の八第六項」を「第九十四条の八第七項」に改め、同号中(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)を(九)とし、(九)の次に(十)として次のように加える。

(四) 第九十四条の四の二第一項の規定による土地改良財産の目的外使用等の承認

別表第三耕地課の項課長専決事項の欄第一号(一)中「第四十八条第五項」を「第四十八条第六項」に改め、同号(二)中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改め、同号(四)中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改め、同号中(九)を削り、(九)を(十)とし、(十)を(六)とし、(六)の次に(七)として次のように加える。

(七) 第三十六条第八項の規定による土地改良事業に要する経費の徴収の認可

別表第三耕地課の項課長専決事項の欄第一号(三)中「第五十二条第七項」を「第五十二条第九項」に、「第七条第四項」を「第七条第五項」に改め、同号中(四)を削り、(四)を(五)とし、(五)から(七)までを一ずつ繰り上げ、同号(四)中「第五十号(九)」を「第三十二号(四)」に改め、同号中(四)を(五)とし、(五)を(四)とする。

別表第三耕地課の項課長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とする。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二県税事務所長の項及び消費生活センター所長の項を削る。

別表第二福祉事務所長の項第十七号(六)を次のように改める。

(六) 第五十六条第一項、第二項、第三項及び第五項の規定による補装具の交付又は修理に要する費用に係る費用の徴収、負担額の認定及び支払うべき旨の命令(鳥取市の区域に係るものについては

東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長)

別表第二保育専門学院長の項の次に消費生活センター所長の項として次のように加える。

|            |  |
|------------|--|
| 消費生活センター所長 | 鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和四十六年三月鳥取県規則第十八号)第四条の規定による指示 |
|------------|--|

別表第二保健所長の項第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 児童福祉法第五十六条第一項又は第五項の規定による育成医療又は療育の給付に要する費用の徴収

別表第二保健所長の項第五十三号に(三)として次のように加える。

(三) 第二十一条第三項の規定による養育医療の給付に要する費用の徴収

別表第二商工指導所長の項の次に食品加工研究所長の項として次のように加える。

|          |   |
|----------|---|
| 食品加工研究所長 | 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの<br>(一) 第四条の規定による手数料の減免<br>(二) 別表の規定による手数料の額の決定 |
|----------|---|

別表第二地方農林振興局長の項第一号中「百万円」を「三百万円」に改め、同項第二号を次のように改め、同項第二号の二及び第二号の三を

削る。

二 農林土木工事(漁港工事並びに大山山ろく地域における総合農地開発事業及び広域管農団地農道整備事業(以下地方農林振興局長の項において「大山農地開発事業」という。)に係る農林土木工事を除く。次号において同じ。)に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下地方農林振興局長の項において「請負対象設計金額」という。)が一千万円未満の工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした工事の設計の変更(国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うもの)に係る設計の変更を除く。

(二) 請負対象設計金額が百万円未満(海岸砂地造林事業、なだれ防止林造成事業及び保安林改良事業にあつては、三百万円未満)の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること  
 (三) 請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定

(四) 請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行  
 (五) 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の土地、水面等の測量及び調査

(六) 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の設計又は監督の委託の決定

別表第二地方農林振興局長の項第三号を次のように改め、同項第三号

の二及び第三号の三を削る。

二 鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十二月鳥取県規則第六十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち農林土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下地方農林振興局長の項において(二)から(六)までを除き、同じ。）が一千万円未満の工事に係るものの作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの承認

(四) 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの決定

(五) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの決定

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの指名

(七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請

負対象設計金額が百万円未満（海岸砂地造林事業、なだれ防止林造成事業及び保安林改良事業にあつては、三百万円未満。(八)において同じ。）の工事に係るものの決定

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定

(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(一〇) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(一一) 第三十三条の規定による措置の要求

(一二) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの変更等

(一三) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの変更等

(一四) 第四十条第一項後段（第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工期の変更又は請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの協議

(一五) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの一時中止

(一六) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの承認

(一七) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの調査及び確認

(一八) 第五十二条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を

含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの命令

(四) 第五十七条第一項の規定による工事項目的物の使用のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの使用

(五) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの支払

(六) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの前金払

(七) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認

(八) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの部分払

(九) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの承認

(十) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの命令

(十一) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払

別表第二地方農林振興局長の項第三十二号(中)「及び第九十五条第三項」を「、第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項」に改め、同号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を削り、同号(六)中「第五十二条第四項」を「第五十二条第六項」に改め、同号(六)を同号(四)とし、同号(四)の次に(四)と

して次のように加える。

(四) 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条第一項ただし書の規定による換地についての同意の取得

別表第二地方農林振興局長の項第三十二号(中)「第八十九条の二第七項」を「第八十九条の二第八項」に改め、同号(七)を同号(六)とし、同号(八)を「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に改め、同号(九)を「第八十九条の二第十項」に改め、同号(十)を同号(九)とし、(十一)及び(十二)を削り上げる。

別表第二食品加工研究所長の項を削る。

別表第二水産試験場長の項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 鳥取県水産試験場手数料条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第七号)第二条第二項の規定による手数料の減免

別表第二大山農地開発局長の項第一号から第四号までを次のように改める。

一 大山山ろく地域における総合農地開発事業及び広域営農団地農道整備事業(以下大山農地開発局長の項において「大山農地開発事業」という。)に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下大山農地開発局長の項において「請負対象設計金額」という。)が一千万円未満の工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした工事の設計の変更(国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の

二割以上の増減を伴うものに係る設計の変更を除く。)

(二) 請負対象設計金額が百万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

(三) 請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定

(四) 請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行

(五) 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の土地、水面等の測量及び調査

(六) 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の設計又は監督の委託の決定

二 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合、当初の請負対象設計金額。以下大山農地開発局長の項において(二)から(六)までを除き、同じ。)が一千万円未満の工事に係るものの作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの承認

(四) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの決定

(五) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの決定

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの指名

(七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの決定

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの決定

(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(十) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(十一) 第三十三条の規定による措置の要求

(十二) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの変更等

(十三) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの変更等

(十四) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更又は請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの協議

(十五) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負

対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの一時中止

(㉔) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの承認

(㉕) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの調査及び確認

(㉖) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの命令

(㉗) 第五十七条第一項の規定による工事的物的物の使用のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの使用

(㉘) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払

(㉙) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの前金払

(㉚) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認

(㉛) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの部分払

(㉜) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの承認

(㉝) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの命令

(㉞) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払

三及び四 削除

別表第二大山農地開発局長の項第五号(一)中「第五十二条第四項」を「第五十二条第六項」に改め、同号(二)中「第八十九条の二第七項」を「第八十九条の二第八項」に改め、同号(三)及び(四)中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に改める。

別表第三土木出張所長の項第三十五号(一)を次のように改める。

(一) 第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可のうち五十キログラム以下の火薬、二十五キログラム以下の爆薬、六百個以下の雷管、五百メートル以下の導爆線、千メートル以下の導火線、五千個以下の建設用びよう打ち銃用空包及びコンクリート破砕器(以下この号及び次号において「委任火薬類」という。)に係る譲渡又は譲受の許可(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域に係るものを除く。以下この号及び次号において同じ。)

別表第二土木出張所長の項第三十五号(二)中「委任火薬類」に改め、同号(三)中「第三十四号」を「次号」に改める。

別表第二土木出張所長の項第三十六号(二)中「委任物」を「委任火薬類」に改める。

別表第四境港水産事務所長の項第六号を次のように改める。

六 鳥取県水産製品検査条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの



- (一) 第四条の規定による水産製品の検査及び格付けの表示の添付
  - (二) 第六条の規定による水産製品を包装しないことの承認
  - (三) 第七条の規定による検査を受けるべき場所の指示
  - (四) 第十二条の規定による格付けの表示の有効期間の設定
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。